

新型コロナウイルス感染症発生時の対応について

【新型コロナウイルス感染症出席停止期間（学校保健安全法施行規則第19条2項）

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

☆ 下の表を参考にして下さい。

	発症後、最低5日間は登校不可						発症後 6日目	発症後 7日目
	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目		
発症後1日目に症状軽快		 症状軽快日	 軽快	 軽快	 軽快	 軽快	登校可	
発症後2日目に症状軽快		 症状軽快日	 軽快	 軽快	 軽快	 軽快	登校可	
発症後3日目に症状軽快			 症状軽快日	 軽快	 軽快	 軽快	登校可	
発症後4日目に症状軽快				 症状軽快日	 軽快	 軽快	登校可	
発症後5日目に症状軽快					 症状軽快日	 軽快	登校可	

【発症日とは】

- ・主な症状（発熱・咳やのどの痛み、全身倦怠感等の感冒様症状）が始まった日です。
- ・無症状の場合は、検査をした日（検体採取日）です。

※ コロナ等感染症の疑いがある場合、発熱後すぐに病院受診しても検査が出来ない場合や正しい判定が出来ない場合があります。ただし、本人が辛いようなら、早めの病院受診をお勧めします。

【症状軽快とは】

- ・解熱剤を使用せずに熱が下がり、かつ、咳やのどの痛み等の呼吸器症状が改善傾向にある状態です。
- ・症状が軽快した日を0日とし、翌日を1日と数えます。

【欠席するとき、又は診断されたら、】

- ・新型コロナウイルス感染症と診断されたら、早めに学校（担任）へ連絡してください。
- ・学校HPより欠席届、又はスクリレから連絡してください。

【出席停止明け、登校する際は】

- ・出席停止期間明け、登校する際は、出席停止報告書を保健室に提出してください。
- ※ 提出する書類・・・①回復届 ②生徒本人の氏名が記載された処方薬説明書等の写し
- ※ 診断書や治癒証明書等は提出不要です。

※ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスク着用を推奨します。